

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

白石町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

白石町移住・定住支援「空き家・空き地バンク物件」空き家改修事業補助金交付申請書

白石町移住・定住支援「空き家・空き地バンク物件」空き家改修事業補助金交付要綱の趣旨等を理解し、同要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
(算出式：改修経費 円×1/2＝ 円 限度額 50万円)
(算出式：不要物撤去経費 円 限度額 10万円)
※消費税を含む金額を記入
- 2 補助対象事業の内容
別紙事業計画書のとおり
- 3 添付書類
(1) 収支予算書・事業計画書（別紙－1）
(2) その他
 - ①補助対象事業の設計書 ※改修等の実施個所、内容が確認できる間取り図等
 - ②補助対象事業の見積書の写し
 - ③補助対象事業箇所等が確認できる写真
 - ④売買契約書の写し
 - ⑤申請者が5年以上町外に住んでいることがわかる書類（住民票抄本、戸籍附票等）
又は世帯に中学生以下の世帯員が含まれることがわかる書類（住民票謄本）
 - ⑥納税証明書（滞納がないことを証する書面）
 - ⑦誓約書（別紙－2）
 - ⑧土地及び建物の登記事項証明書の写し
 - ⑨その他町長が必要と認める書類

様式第1号（別紙－1）

1 収支予算書

（単位：円）

歳入	金額	歳出	金額
町補助金		改修経費	
自己負担額		不要物撤去経費	
その他 ()		その他 ()	
計		計	

2 事業計画書

空き家の所在地	
改修・不要物撤去の内容	
実施期間（予定）	年 月 日 ～ 年 月 日

（注） 白石町移住・定住支援「空き家・空き地バンク物件」空き家改修事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の申請をすることができない場合、又は補助金の交付を取消される場合、若しくは補助金の返還を求められる場合があります。

誓約書

- 1 白石町空き家・空き地バンク登録物件の空き家に生活の本拠を移して居住することを誓約します。ただし、白石町移住・定住支援「空き家・空き地バンク物件」空き家改修事業補助金交付要綱（以下「空き家改修事業補助金交付要綱」という。）第12条第1項の各号のいずれかに該当することとなったときは、同条第2項の規定に基づく返還命令に従い、すでに交付を受けた補助金の全額又は一部を返還します。

【空き家改修事業補助金交付要綱第12条の規定内容】

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
(2) 空き家改修事業補助金交付要綱等に違反していることが認められたとき。
(3) 補助金の交付日から起算して5年未満で改修等をした空き家を取り壊し、又は売却したとき。
(4) 補助金の交付日から起算して5年未満で改修等をした空き家を退去したとき。

※なお、返還を命じる金額は（1）又は（2）に該当する場合は補助金の全額、（3）又は（4）に該当する場合は交付決定後の年数に応じた金額とする。

- 1年以内のとき 補助金の全額
1年を超え2年以内のとき 補助金の5分の4の額
2年を超え3年以内のとき 補助金の5分の3の額
3年を超え4年以内のとき 補助金の5分の2の額
4年を超え5年未満のとき 補助金の5分の1の額

- 2 補助金の交付に関して、申請者及び世帯員の申請後5年間の転出入の状況について調査することに同意します。
3 補助金の交付に関して、申請者及び世帯員の税等関係情報の記録を調査することに同意します。
4 補助金の交付に関して、申請者及び世帯員が暴力団員ではなく、また、暴力団員と密接な関係を持っていないことを誓約し、調査することについて同意します。
5 補助金の交付に関して、本物件の売買契約を行った相手方が3親等内の親族ではないことを誓約します。

年 月 日

住所

氏名（申請者）

㊦

生年月日

年

月

日

電話番号

白石町長

様